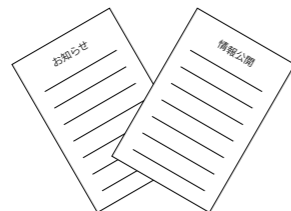


## 情報公開制度および個人情報保護制度の実施状況をお知らせします

市では、市民の皆さんの市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政を推進するための情報公開制度や、市が業務上保有し利用する市民の皆さんの個人情報の取扱いの基本的事項を定め、市民の皆さんの権利利益を保護するための個人情報保護制度を設けています。

両制度の実施状況をまとめましたので、お知らせします。



### ○制度の実施状況（平成19年度）

情報公開制度					個人情報保護制度				
請求件数	決定状況				請求件数	決定状況			
	開示	部分開示	不開示	不存在		開示	訂正	削除	利用停止
5	1	4	0	0	0	0	0	0	0

また、個人情報保護制度では、市の各所属が行う個人情報を取り扱う事務やその内容を「個人情報事務取扱登録簿」に登録し、市民の皆さんが閲覧できるようにしています。

### ○個人情報事務の取扱件数（平成20年7月1日現在）

※ただし、機構改革に伴う業務移管や名称変更があった所属については、増減を記載していません。

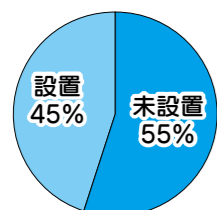
所属名	件数	増減 (※1)	増減の内訳			所属名	件数	増減 (※1)	増減の内訳		
			新規	廃止	変更				新規	廃止	変更
議会事務局	4	0	0	0	0	農林課	4	-	-	-	-
企画情報課	7	-	-	-	-	建設課	14	-	-	-	-
総務課	11	0	0	0	0	まちづくり課	18	-	-	-	-
財政課	10	-	-	-	-	上下水道課	11	-	-	-	-
税務課	24	2	2	0	0	会計課	2	0	0	0	0
市民課(※2)	30	-	-	-	-	消防本部	14	0	0	0	0
生活環境課	5	2	2	0	0	学務課	19	0	0	0	0
福祉課	48	2	2	0	0	生涯学習課(※4)	50	0	0	0	1
高齢介護課(※3)	38	-	-	-	-	スポーツ課	19	△1	1	2	0
商工水産課	14	1	1	0	0	選挙管理委員会	14	0	0	0	0
						計	356				

- ※1 前年との比較です。
- ※2 市民健康センターを含みます。
- ※3 地域包括支援センターを含みます。
- ※4 図書館、博物館を含みます。

問合せ先 情報公開総合窓口（内線216）

## 滑川市民の住宅用火災警報器設置率

（平成20年5月末現在）



滑川市民の住宅用火災警報器設置率  
10,713世帯のうち

区分	調査世帯数	設置済世帯数	設置率(%)
住宅・併用住宅	8,838	3,530	39.9
アパート・共同住宅(179棟)	1,875	1,274	67.9
合計	10,713	4,804	44.8

### ※お願い

消防本部では、機器本体の販売に一切かかりません。町内会や自主防災組織でこのような取り付け協力のお考えがありましたら、アドバイスしますのでお問い合わせください。

今年県内で火災により亡くなった方が、すでに昨年の死者数を上回っています。

住宅用火災警報器が設置されていれば犠牲者を出さずにすんだ例や設置していたので大事に至らなかった例も多く報告されています。消防本部では、住宅用火災警報器の設置促進を図っていきます。

つきましては、ご高齢のお宅を対象に「住宅用火災警報器を用意したけど、自分では取り付けることができない」という方のお手伝いをします。

問合せ先 消防本部予防課  
(☎475-0180)

## 国民年金のお知らせ

### 1. 口座振替による前納制度をご利用ください

国民年金保険料の納付に口座振替を利用されると、自分で納める手間が省け、納め忘れの心配もなく便利です。また、6か月前納（10月～翌3月分、980円割引）の申込みを希望される方は、8月末日までに手続きをしてください。

手続場所 市役所市民課、魚津社会保険事務所、ご希望の金融機関のいずれか

必要なもの 年金手帳、預金通帳、金融機関届出印

問合せ先 市民課（内線314）

※前納割引制度には50円割引の早割制度（当月末振替）、1年前納（2月末日申込期限）もあります。

※保険料の¼納付、半額納付、¾納付の承認を受けている方の口座振替は翌月末振替のみとなります。

### 2. 「ねんきん特別便」を受け取られた方へ～必ずご回答をお願いします～

社会保険庁では、基礎年金番号に結びついていない約5,000万件の記録と皆様の基礎年金番号の記録について、名寄せを行い、順次「ねんきん特別便」を送付しています。加入記録を十分にご確認いただき、「漏れ」や「間違い」がない場合も、必ずご回答をお願いします。

さらに、5月末からはグレーの封筒で「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付しています。後日、社会保険事務所より照会のお電話をさせていただきますので電話番号をお知らせください。

※婚姻などにより氏名を変更されたことのある方で、平成8年12月以前に旧姓で年金に加入していたことのある方は、以前の記録が統合されていないことがありますのでご注意ください。

問合せ先 ねんきん特別便専用ダイヤル（☎0570-058-555）

魚津社会保険事務所（☎0765-24-5153）※おかけ間違いのないようご注意ください。

## 福祉医療費助成を受けておられる皆様へ

平成20年10月から医療費助成制度に所得制限が導入されます。所得限度額超過の方は、10月から助成の対象にはなりません。なお、現在お持ちの受給資格証は、10月1日以降使用することはできません。

### 乳幼児・妊産婦・ひとり親家庭等医療費助成制度（平成20年10月～）

対象者	乳幼児	児童	妊産婦	ひとり親家庭
	0歳～未就学児	小学校1年生～6年生まで	医師から切迫早産などの診断を受けた方	母子・父子家庭など
助成対象	通院・入院医療費	入院医療費	通院・入院医療費	通院・入院医療費
所得制限	※児童手当所得制限に準拠			※児童扶養手当所得制限に準拠

問合せ先 福祉課児童福祉担当（内線754）

### 重度心身障害者等医療費助成制度（平成20年10月～）

現在、1～59歳の重度の心身障害の方のみ所得制限（世帯の合計所得金額1,000万円未満）が導入されていますが、平成20年10月からは、60歳以上の方についても同様の所得制限が導入されます。また、「65歳未満重度」の受給資格が0歳児まで拡大されます。（※「1～59歳重度」の方については変更ありません。）

	0歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～
重 度	全額助成	全額助成	全額助成 ※長寿（後期高齢者）医療制度加入者のみ	
	所得制限あり	所得制限あり	所得制限あり	
中 度				全額助成（現役並み所得者については一部助成） ※長寿（後期高齢者）医療制度加入者のみ
軽 度				一部助成 ※長寿（後期高齢者）医療制度に準ずる助成
				所得制限あり

問合せ先 福祉課社会福祉担当（内線752）